

平成30年1月から 「つみたてNISA」 制度が始まります！

平成29年度税制改正により、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正が行われ、これまでの非課税措置（NISA）に加えて、新しい非課税措置（つみたてNISA）が創設されました。

NISA制度とは

20歳以上の居住者等を対象とした非課税口座又は20歳未満の居住者等を対象とした未成年者口座で取得した上場株式等^(注1)について、その配当等^(注2)やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、一定期間非課税となる制度です^(注3、4)。これらの非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に非課税口座又は未成年者口座を開設する必要があります。

(注) 1 国債や地方債といった特定公社債や公募公社債投資信託の受益権などは含まれません。

2 非課税口座又は未成年者口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付されるものに限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります。

3 非課税口座又は未成年者口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。

したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失と、非課税口座又は未成年者口座以外の保管口座（特定口座や一般口座）で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。

4 非課税期間満了に伴い上場株式等を特定口座又は一般口座に移管する場合は、移管時の価額で取得したものとみなされます。

口座開設の年の1月1日において20歳以上の方【非課税口座】

つみたてNISA

最長**20年間**、配当等・譲渡益が**非課税**

年間**40万円**まで購入可能
(**20年間**で最大**800万円**)

定期的に**継続**して投資

2、3ページを
ご覧ください。

いずれかを選択

NISA

最長**5年間**、配当等・譲渡益が**非課税**

年間**120万円**まで購入可能
(**5年間**で最大**600万円**)

投資方法に**制限なし**

2、3ページを
ご覧ください。

口座開設の年の1月1日において20歳未満の方【未成年者口座】

ジュニアNISA

最長**5年間**、配当等・譲渡益が**非課税**

年間**80万円**まで購入可能
(**5年間**で最大**400万円**)

投資方法に**制限なし**

4ページを
ご覧ください。

平成29年11月

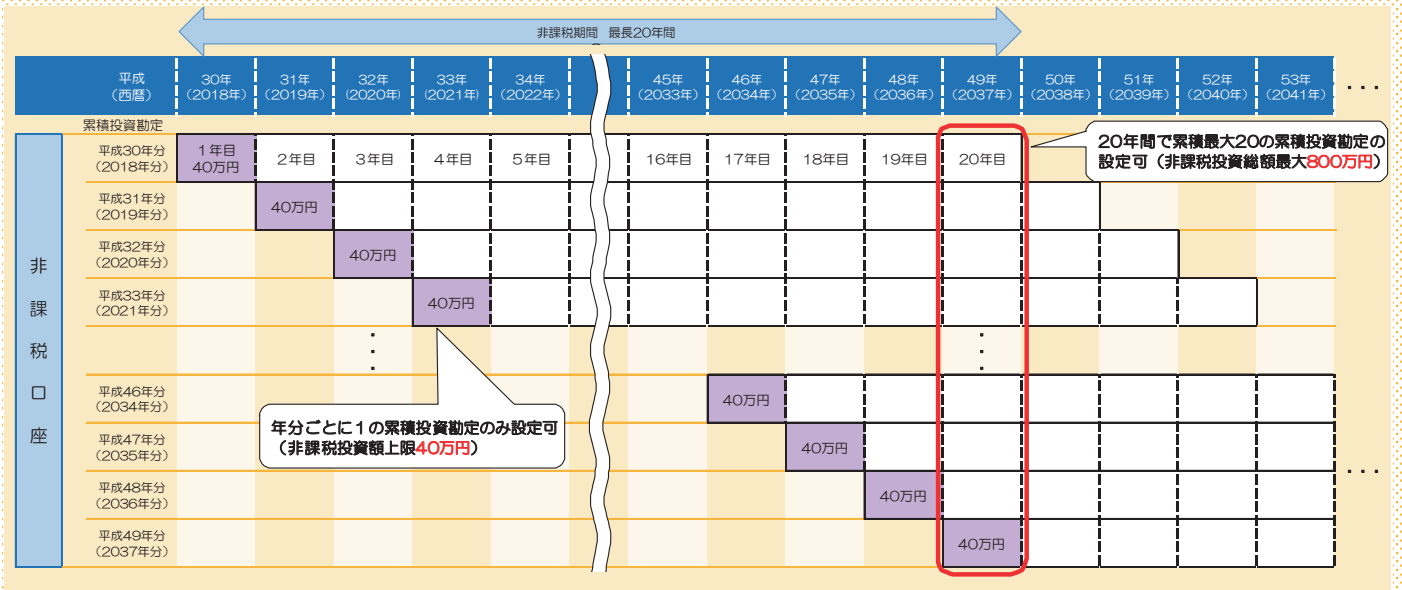
税 国 税 庁

(法人番号 7000012050002)

「つみたてNISA」の概要

平成30年1月以後取引開始

(口座開設の申込みは平成29年10月以後可能)



非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者 (対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成30年 (2018年) 1月1日から平成49年 (2037年) 12月31日までの20年間 (口座開設の申込みは平成29年10月以後可能)
金融商品取引業者等の変更	1 累積投資勘定 (各年分) ごとに 変更可
非課税投資額	40万円を上限 (未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長20年間、途中売却可 (ただし、売却部分の非課税投資額の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大800万円 (40万円×20年間)
少額上場株式等の範囲 (投資対象商品)	上場投資信託 (ETF)・公募株式投資信託 (商品性について一定の要件を満たしたもの)

「つみたてNISA」・「NISA」のはじめ方

非課税口座の開設

「つみたてNISA」又は「NISA」の取引を開始するには、金融商品取引業者等に「**非課税口座**」を開設する必要があります。

取引勘定の選択

開設する非課税口座において、「つみたてNISA」の取引勘定又は「NISA」の取引勘定を選択します (一の年に同時に設けることはできません。)



※ 手続きについては4ページをご覧ください。

翌年以後

取引勘定の変更

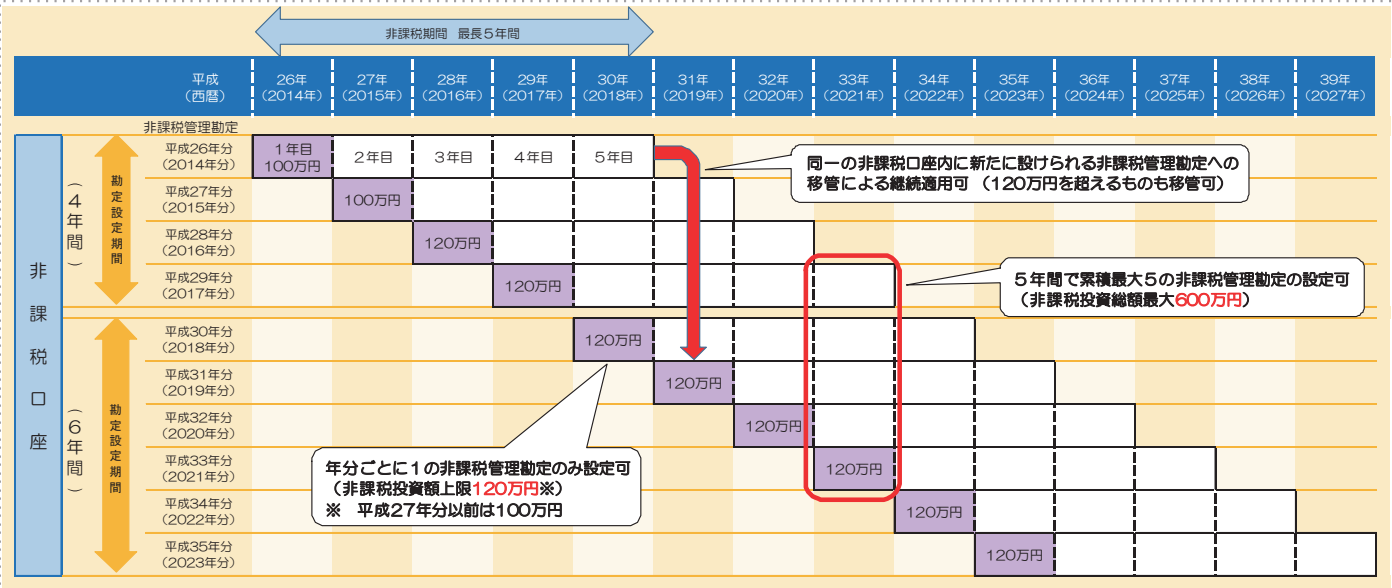
「つみたてNISA」の取引勘定と「NISA」の取引勘定は、**1年ごとに変更することができます**※。

- ※1 変更をする場合は、金融商品取引業者等に対して一定の手続きをする必要があります。
- ※2 「つみたてNISA」又は「NISA」の取引勘定を変更した場合であっても、変更前の取引勘定で取得した上場株式等に係る配当等・譲渡益については、変更前の取引勘定に係る非課税期間が継続されます。

「つみたてNISA」と「NISA」の主な相違点①【投資方法】

つみたてNISA	NISA
非課税累積投資契約に基づき、あらかじめ定めた銘柄に定期的に継続して投資 (例) 1 毎月3万円 (年2回の賞与の月は5万円に増額) の買付 2 年2回の賞与の月に20万円の買付	制限なし

「NISA」の概要



非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年(2014年)1月1日から平成35年(2023年)12月31日までの10年間
金融商品取引業者等の変更	1非課税管理勘定(各年分)ごとに変更可
非課税投資額	120万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の非課税投資額の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大600万円(120万円(平成27年分以前は100万円)×5年間)
少額上場株式等の範囲(投資対象商品)	上場株式・上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託など

「つみたてNISA」と「NISA」の主な相違点②【投資対象商品】

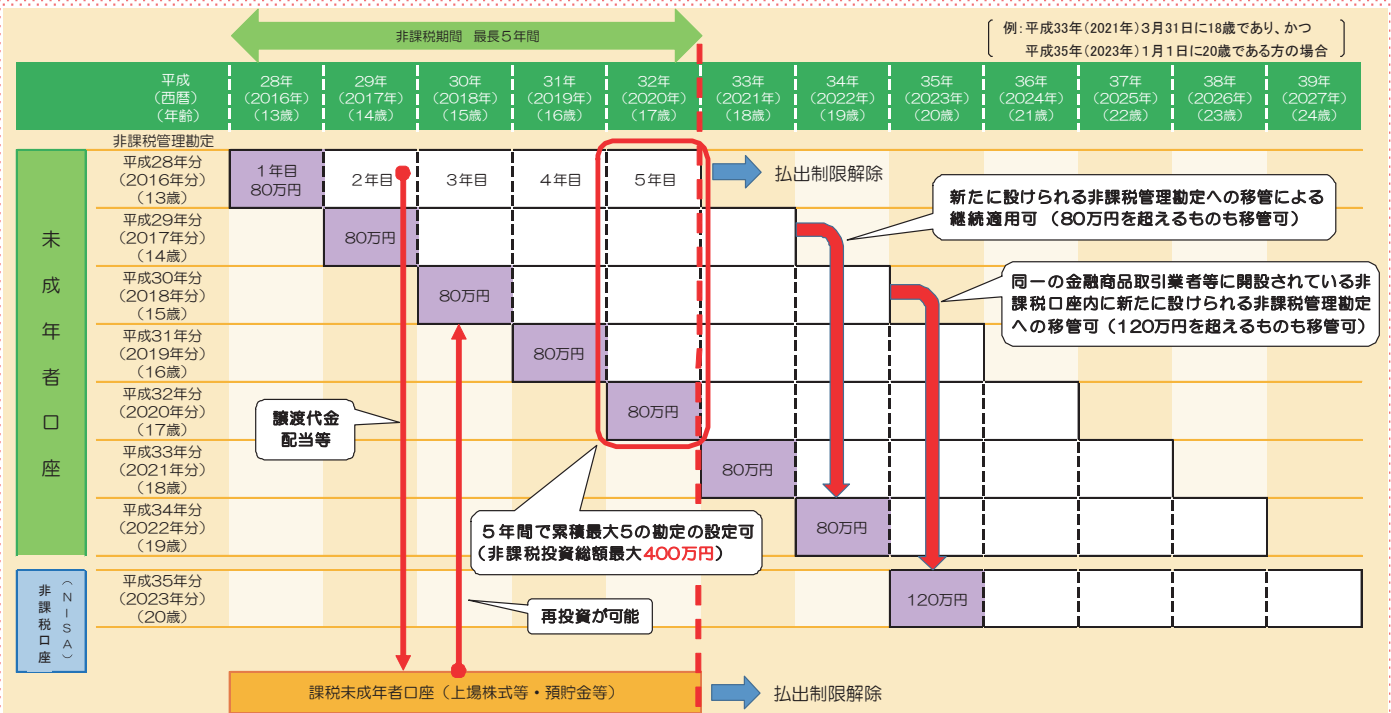
「つみたてNISA」と「NISA」では、投資することができる金融商品が異なります。主な金融商品の投資の可否については、次の表のとおりです。

金融商品	つみたてNISA	NISA
上場株式	×	○
上場投資信託の受益権(ETF)	○*	○
公募株式投資信託の受益権	○*	○
上場不動産投資法人の投資口(REIT)	×	○
国債・地方債などの特定公社債	×	×
公募公社債投資信託の受益権	×	×

※ 定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、次の要件、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件(平成29年内閣府告示第540号)を満たすものに限られます。詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。

- ① 信託契約期間の定めのないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること。
- ② 一定の場合を除き、デリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること。
- ③ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間(外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間)ごとに行うこととされていること。

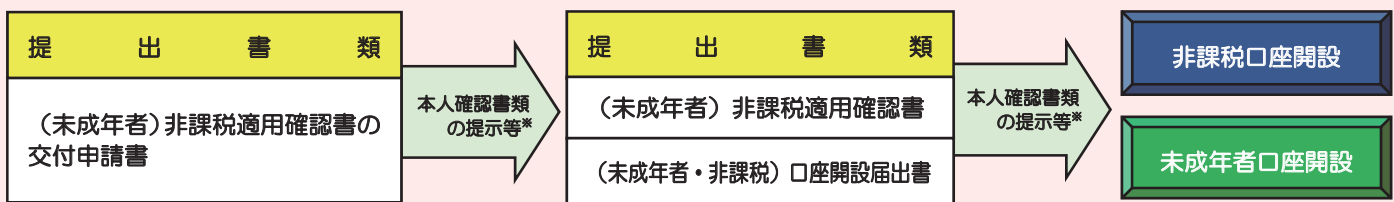
「ジュニアNISA」の概要



非課税対象	未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成28年(2016年)4月1日から平成35年(2023年)12月31日までの8年間
金融商品取引業者等の変更	変更不可(1人につき1口座のみ)
非課税投資額	80万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)
投資方法	制限なし
非課税期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の非課税投資額の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大400万円(80万円×5年間)
少額上場株式等の範囲(投資対象商品)	上場株式・上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託など
払出制限	その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは、原則として未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しは不可 ※ 基準年の前年12月31日までに制限に反して払出しをするなどの契約不履行等事由が生じた場合には、過去に未成年者口座内で生じた配当等・譲渡益及び払出し時点の未成年者口座内の上場株式等の含み益などについて課税されることとなります。

「非課税口座」・「未成年者口座」の開設手続

「非課税口座」又は「未成年者口座」を開設するには、金融商品取引業者等に次の書類を提出又は提示等をする必要があります。



※ 「(未成年者)非課税適用確認書の交付申請書」や「(未成年者・非課税)口座開設届出書」(交付申請書と口座開設届出書を兼用の様式により同時に提出できる金融商品取引業者等もあります。)を金融商品取引業者等に提出する場合は、その金融商品取引業者等に次に掲げる「本人確認書類」の提示等をして、マイナンバー(個人番号)を告知する必要があります。

なお、非課税口座又は未成年者口座を開設しようとする金融商品取引業者等に対して、マイナンバーを既に告知している場合には、マイナンバーの告知が不要となる場合がありますので、開設しようとする金融商品取引業者等にご確認ください。

【本人確認書類】 (例①)個人番号カード、(例②)通知カードと身分証明書(運転免許証など)